

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17 電子決済手段等取引業者関係」（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】 Ⅲ 電子決済手段等取引業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－2 諸手続</p> <p>Ⅲ－2－1 登録の申請、届出書の受理等 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 電子決済手段等取引業者登録簿の縦覧 <u>法第62条の5第3項及び内閣府令第11条の規定に基づく電子決済手段等取引業者登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</u> <u>なお、氏を改めた者が登録簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>① <u>電子メール等による縦覧</u></p> <p>イ. <u>電子メール等で登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿を電子メール等で送付する。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>登録簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p>a. 氏名 b. 住所</p>	<p>【本編】 Ⅲ 電子決済手段等取引業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－2 諸手続</p> <p>Ⅲ－2－1 登録の申請、届出書の受理等 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 電子決済手段等取引業者登録簿の縦覧 <u>内閣府令第11条の規定に基づく電子決済手段等取引業者登録簿の縦覧については、次により取扱うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p>c. <u>電話番号</u></p> <p>d. <u>登録簿の送付を希望するメールアドレス</u></p> <p>e. <u>職業</u></p> <p>f. <u>縦覧を希望する登録簿に係る電子決済手段等取引業者の商号及び登録番号</u></p> <p>g. <u>縦覧の目的</u></p> <p>ハ. <u>当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p>ニ. <u>他の財務局が所管する電子決済手段等取引業者に係る登録簿の縦覧の申請があった場合は、当該電子決済手段等取引業者を所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>② <u>財務局での縦覧</u></p> <p>イ. <u>縦覧の申出があった場合には、別紙様式12による電子決済手段等取引業者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。</u></p> <p>ロ. <u>登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u></p> <p>a. <u>登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とする。</u></p> <p>b. <u>縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u></p> <p>c. <u>登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p>	<p>[新設]</p> <p>① <u>縦覧の申出があった場合には、別紙様式12による電子決済手段等取引業者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。Ⅲ－2－4において同じ。）及び名を「申請者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>② <u>登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u></p> <p>イ. <u>縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。</u></p> <p>ロ. <u>縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u></p> <p>ハ. <u>登録簿等の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p>

改正案	現行				
<p>ハ. <u>登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p> <p>ニ. <u>次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p> a. <u>上記イ. からハ. までその他当局の指示に従わない者。</u></p> <p> b. <u>登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p> c. <u>他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p>ホ. <u>他の財務局が所管する電子決済手段等取引業者に係る登録簿の縦覧の申出があった場合は、当該電子決済手段等取引業者を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p> <p>(9) 発行者が電子決済手段等取引業（電子決済手段関連業務に限る。）を行う場合の処理 <u>発行者が電子決済手段等取引業を行う場合における法第62条の8第3項に基づく届出の処理、届出の変更、名簿への登載及び名簿の縦覧については、上記(3)及び(5)から(8)までにそれぞれ準じるものとする。</u></p> <p>【別紙様式集】 別紙様式12（ひな型）（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">電子決済手段等取引業者登録簿縦覧申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇財務（支）局長 殿</p>	<p>③ <u>登録簿等は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p> <p>④ <u>次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p> イ. <u>上記①から③又は係員の指示に従わない者。</u></p> <p> ロ. <u>登録簿等を汚損若しくは毀損し又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p> ハ. <u>他人に迷惑を及ぼし又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(9) 発行者が電子決済手段等取引業（電子決済手段関連業務に限る。）を行う場合の処理 <u>発行者が法第62条の8第3項に基づく届出を行おうとする場合、その処理、届出の変更及び名簿への登載については、上記(3)、(5)、(6)及び(7)にそれぞれ準じるものとする。</u></p> <p>【別紙様式集】 別紙様式12（ひな型）（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">電子決済手段等取引業者登録簿縦覧申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 殿</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">縦覧の目的</td> <td></td> </tr> </table>	縦覧の目的		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">縦覧の目的</td> <td></td> </tr> </table>	縦覧の目的	
縦覧の目的					
縦覧の目的					

改正案

現行

登録番号	電子決済手段等取引業者等の商号	貸出	返納

登録番号	電子決済手段等取引業者等の商号	貸出	返却

(記載上の注意)

- ・ 法第62条の8第3項に基づく届出を行った発行者の場合には、「電子決済手段等取引業者登録簿」を「名簿」、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載すること。

上記電子決済手段等取引業者登録簿を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

職 業 _____

貸出	時	分
返納	時	分

[新規]

[新規]

上記電子決済手段等取引業者登録簿を縦覧したいので申請します。

申請者 氏名 _____

住 所 _____

電話番号 () - _____

貸出	時	分
返却	時	分